

# 基本的な論点「(2) 議会と住民」に関する 他都市の特徴ある取り組みについて

(平成24年5月調査)

## 1 調査都市

### ① 16道府県議会

三重県、福島県、神奈川県、岩手県、大阪府、大分県、宮城県、北海道、長野県、高知県、石川県、鹿児島県、奈良県、京都府、広島県、愛媛県  
(基本条例施行順)

### ② 5政令市議会

川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市 (基本条例施行順)

## 2 調査項目

- ① 広聴・広報関係
- ② 会議録、委員会記録の公開
- ③ インターネット中継
- ④ 委員会の運営
- ⑤ 議会報告会
- ⑥ 土日(休日)、夜間及び出前議会の実施
- ⑦ 住民意思を反映する取り組み

基本的な論点「(2)議会と住民の関係」に関する他都市における特徴ある取り組み

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市の現状	課題等
大分類	中分類		提案会派	検討内容			
(2) 議会と住民の関係	① 議会の情報公開	a. 住民への議会情報等の広報(全般)	公明、民主	政策等の形成過程の市民への説明、議案の事前公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政課ホームページとのリンクにより議案を閲覧(宮城県)</li> <li>・委員会資料を事前にホームページに掲載(三重県)</li> <li>・議案の項目を事前にホームページに掲載(岩手県)</li> <li>・本会議での質問を通じて出された県政に対する提案の反映状況をデータベース化しホームページに掲載(岩手県)</li> <li>・予算・決算特別委員会での指摘、要望等を「意見・提言」として知事に提出するとともにホームページに掲載(京都府)</li> <li>・議員提案条例についてパブリックコメントを実施(三重県、福島県、岩手県、宮城県、鹿児島県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案発送にあわせホームページに議案を掲載。</li> <li>・委員会資料は開催時からの閲覧と概ね3週間でホームページに掲載。</li> <li>・委員会招集通知に記載の議題を事前にホームページに掲載。</li> <li>・議員、委員会からの政策条例の提案に際し、パブリックコメントを実施することもある。</li> </ul>	政策等の形成過程の情報の提供。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議議事日程配付にあわせたホームページへの掲載</li> <li>・委員会資料掲載の迅速化(現行3週間)</li> <li>※資料作成局との調整</li> <li>・その他</li> </ul>
		b. 会議録等の速やかな公開	みんな、ヨコ会	議事録の速やかな公開、委員会資料の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速報版、暫定版は作成次第ホームページに掲載(三重県)</li> <li>・本会議録は次期定例会まで、委員会記録は閉会后30~50日以内(名古屋市)</li> <li>・会期終了後、2か月以内を目途に公開、ホームページに掲載(岩手県、石川県、川崎市)</li> <li>・本会議録は定例会閉会后90日以内、委員会記録は閉会后120日以内(さいたま市)</li> <li>・定例会閉会后、本会議録は4か月、予・決算特別委員会は5~7か月、委員会記録は3か月を目途(広島市)</li> <li>・次期定例会までに公開(多数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の活動概要において委員会資料は概ね3週間でホームページに掲載(再掲)。</li> <li>・本会議の記録は、定例会終了後、概ね3か月後を目途に公開。</li> <li>・議案関連質疑、一般質問、予算代表質疑、予算関連質疑については、会議終了後概ね3週間後に、会議録が作成されるまでの速報としてホームページに掲載</li> <li>・常任委員会・特別委員会・運営委員会の記録は、定例会終了後概ね2か月後を目途に公開。</li> </ul>	議事録等の公開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会資料掲載の迅速化(現行3週間)(再掲)</li> <li>※資料作成局との調整</li> <li>・常任委員会・特別委員会等の記録速報版の掲載</li> <li>※記録精度の向上、チェック体制の見直し</li> <li>・その他</li> </ul>
		c. インターネット中継	みんな、共産、当局	常任・特別委員会のインターネット中継	インターネット中継実施議会 三重県、大阪府、奈良県、京都府、名古屋市	本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、市会歓迎会のインターネット中継を実施	実施する場合の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初年度設備費用 500万円又は750万円(現行のマイク等を使用する場合)</li> <li>2150万円(5室のマイク等を更新する場合)</li> <li>・ランニングコスト 360万円</li> </ul>
		d. 直接傍聴	民主、共産	委員会傍聴	委員会の直接傍聴実施議会 三重県、福島県、神奈川県、岩手県、北海道、長野県、高知県、石川県、鹿児島県、奈良県、京都府、愛媛県、川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市 (未実施:大阪府、広島県)	予算・決算特別委員会の局別審査の直接傍聴を実施。	委員会室が狭隘のため、現行では傍聴席スペースや動線の確保が困難 《他都市》 委員会室 87~274㎡ 傍聴席 3~60席 当局席 2~90席 《横浜市》 委員会室 88~116㎡ 当局席 30~45席
		e. 議会広報の充実	民主	広報	広報紙、テレビ、ホームページ以外の議会広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞広報(三重県、福島県、大分県、北海道)</li> <li>・会期等周知用ポスターの掲示(神奈川県、大阪府)</li> <li>・議会の役割等を紹介するパンフレットの配付(福島県、神奈川県、北海道)</li> <li>・障害者向け声のたより(新聞広報CD版)の配付(福島県)</li> <li>・県庁舎内にタッチパネル式モニターによる議会情報コーナーを設置(神奈川県)</li> <li>・執行機関発行の広報紙に議会情報を掲載(石川県、京都府、愛媛県)</li> <li>・議会の仕組み等を表示したパネルを1週間ごとに各区役所ロビー等に展示(川崎市)</li> <li>・学校、図書館への配付、市民への貸出用広報DVDの作成(川崎市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨコハマ議会だよりの発行(年4回、市内全世帯に配布、希望者に点字版、録音版を配布)</li> <li>・広報テレビ番組の放映(定例会毎のダイジェスト番組4本、新春番組2本、予算関連番組1本)</li> <li>・市会ホームページの運営</li> <li>・市会インターネット中継の実施(本会議、予算決算特別委員会)</li> <li>・市会インターネット中継の区役所での放映</li> <li>・メールマガジン、twitterによる情報提供</li> <li>・新聞広報(年6回)</li> </ul>	効果的・効率的な広報の検討(広報媒体の拡充) <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の確保</li> <li>《現状の経費》</li> <li>議会だより 37,132千円</li> <li>テレビ番組 22,714千円</li> <li>ネット中継 4,640千円</li> </ul>
			市会だよりへの質問者氏名の掲示	広報紙に質問者氏名を掲載 三重県、神奈川県、岩手県、大阪府、大分県、宮城県、高知県、奈良県、広島県、川崎市、名古屋市、広島市、新潟市 (未実施:福島県、北海道、長野県、石川県、鹿児島県、京都府、愛媛県、さいたま市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派を代表する質疑、質問であるため、会派名を掲載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員・組織体制の確保</li> <li>《現状の体制》</li> <li>担当課長以下4名(職員2名は兼任)</li> </ul>	
			公明	広聴広報機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会広報ミニアンケート(神奈川県)</li> <li>・ホームページのリニューアル(広島県)</li> <li>・広報紙をリニューアルし企画記事を1面に掲載、プレゼントを用意し紙面上に向けた意見を募集(川崎市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりにおけるご意見・ご感想の受付と回答の掲載</li> <li>・テレビ番組「横浜市政ダイジェスト」におけるご意見・ご感想の受付</li> <li>・市会ホームページ上で「議会広報に関するアンケート」を実施</li> </ul>	

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題など
大分類	中分類		提案会派	検討内容			
(2) 議会と住民の関係	①議会の情報公開	f.議会・議員の評価と公表	民主	議会・議員の評価と公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会改革の取り組みに関し、議員全員による自己評価を平成21年度に実施し公表(三重県)</li> <li>自己評価制度はないが、基本条例の理念を踏まえた効果の検証と課題の抽出について議長から諮問され、議会改革小委員会(一部の運営委員で構成)で検討し、検討経過をホームページに掲載(京都府)</li> </ul>		議会が果たす役割とその検証と公表方法の検討
	②議会への住民参加	a.議会への住民の参加(全般)	自民、公明、ネット・無所属クラブ	市民参加の推進に向けた広聴・広報のあり方、市民の議会活動への参加の推進、広聴・広報機能の充実、市民意思の反映と検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>広聴広報委員により小・中・高校、外国人学校、大学を対象に議会の仕組み等を説明する県議会出前講座を実施(三重県)</li> <li>本会議、委員会等すべての会議傍聴者を対象にアンケート調査を実施し、年4回とりまとめのうえホームページに掲載(三重県)</li> <li>市民3分間議会演説制度(名古屋市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童を対象とした体験学習の実施</li> <li>小学生傍聴</li> <li>子どもアドベンチャー</li> </ul>	議会活動の啓発と市民参加の推進に向けた取り組みの検討
		b.請願・陳情に関する意見聴取等	民主、みんな、共産	請願者・陳情者の意見聴取	<p>【請願】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査に当たって必要があれば、参考人として、提出者からの意見聴取を実施(三重県)</li> <li>提出者からの申し出があれば意見聴取を実施(北海道、長野県)</li> <li>提出者からの申し出があり、委員会又は正副委員長の許可があれば、意見聴取を実施(神奈川県、高知県、名古屋市)</li> <li>紹介議員からの趣旨説明が原則であるが、請願提出者から申し出があった場合、初審査時に限り意見聴取を実施(広島市)</li> <li>紹介議員からの意見聴取を実施(北海道、奈良県、広島市)</li> <li>委員会開会前又は休憩時間に実施(北海道、高知県、名古屋市、新潟市)</li> <li>委員会開会直後に実施(神奈川県)</li> </ul> <p>【陳情】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査に当たって必要があれば、参考人として、提出者からの意見聴取を実施(三重県、鹿児島県)</li> <li>提出者からの申し出があれば意見聴取を実施(北海道、長野県)</li> <li>提出者からの申し出があり、委員会又は正副委員長の許可があれば、意見聴取を実施(神奈川県、名古屋市)</li> <li>委員会開会前又は休憩時間に実施(北海道、名古屋市、新潟市)</li> <li>委員会開会直後に実施(神奈川県)</li> </ul>		<p>委員会審査のあり方の協議及び実施する場合は実施要項等を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>請願書、陳情書には、その趣旨を記載し提出することとされており、口頭陳述はあくまでも請願書、陳情書を補完するものである。</li> <li>請願書を審査するにあたり、必要に応じ委員外議員として紹介議員の出席及び請願趣旨の説明を求めることができる。</li> </ul>
		c.議会報告会の開催	民主、みんな、共産	市民意見の聴取、議会活動の報告	議会報告会の実施(三重県、岩手県、大分県、長野県、鹿児島県、名古屋市、新潟市)		市民意見の聴取方法や議会活動の情報提供方法を検討
		d.土日(休日)議会の開催	みんな、共産	休日議会、夜間議会の開催			<ul style="list-style-type: none"> <li>休日議会、夜間議会開催の意義・効果及び執行機関職員の勤務体制と経費などについて検討</li> <li>インターネット中継(録画)により、本会議の審議状況はいつでも視聴することはできる。</li> </ul>